

令和 4 年 5 月 1 日

脱退一時金の支給要件変更について

令和 2 年の確定拠出年金法改正により脱退一時金（確定拠出年金法附則第 3 条）の支給要件が変更されました。令和 4 年 5 月 1 日に同法施行後、国民年金被保険者に該当されない方でも以下要件を満たす場合には脱退一時金のご請求が可能となります。

【脱退一時金（附則第 3 条）の支給要件】

国民年金保険料免除の納付免除等の承認を受けている方、日本国籍および日本に住所を有しない方（第 2 号、第 3 号被保険者を除く）、第 2 号被保険者を除く 20 歳未満の方で、以下の要件 1～5 を全て満たす方のみ受給可能です。

※障害基礎年金等の受給権者であること、国立保養所等の入所者であること、出産前後の一定期間に該当することのいずれかにより国民年金保険料の免除を受けている方は除きます。

1. 60 歳未満であること
2. 企業型確定拠出年金の加入者ではない
3. 確定拠出年金の障害給付金の受給権者ではない
4. 最後に企業型確定拠出年金の資格を喪失した日（加入者資格喪失日）から 2 年以内であること
5. 通算拠出期間が 5 年以下、または年金資産（個人別管理資産額）が 25 万円以下のいずれかを満たすこと

※ 個人型確定拠出年金(iDeCo)、または企業型確定拠出年金にも別の口座をお持ちの場合は、それら口座の期間・資産を合算した上で要件を満たしているか判定することとなります。

※平成 28 年 12 月 31 日以前に企業型確定拠出年金の加入者資格を喪失し、かつ平成 28 年 12 月 31 日時点で加入者資格を喪失している状態の方への経過措置として適用されている脱退一時金の支給要件の変更はございません。

以上